

流山市農業委員会
平成23年第1回
総会議事録

平成23年1月24日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成23年第1回総会議事録

1 期 日 平成23年1月24日(月)

2 場 所 流山市役所303会議室

3 議長名 高市 正義

4 出席委員(15名)

1番 水野 敬久	2番 藤井 俊行
3番 坂巻 忠志	4番 中村 敏則
6番 根本 隆	7番 小林 常男
8番 須郷 英夫	9番 水代 啓司
10番 渋谷 辰夫	11番 戸部 源房
12番 秋間 高義	13番 石井 勇
14番 大塚 侃	15番 吉田 松衛
16番 高市 正義	

5 欠席委員(1名)

5番 大作 榮

6 書記名 副主査 岡田 敏夫

7 事務局 局長 岡田 一美
次長 吉田 勝実
次長補佐 山口 憲彦

8 会議目次

(1) 議案第1号 農業委員会事務局職員の任免について	2
(2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(市許可)	3
(3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)	7
(4) 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について	11
(5) 議案第5号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について	14
(6) 議案第6号 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の送付について	15
(7) 報告第1号 生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について	16
(8) 報告第2号 平成22年度流山市利用状況調査結果について	17
(9) 報告第3号 専決処理の報告について	20

開会 午後3時00分

高市議長 新年も大分経過いたしました。が、本年最初の総会でございますので、改めまして本年もよろしくお祈りを申し上げます。

なお、26日からは、視察研修が予定されておりますので、御出席のほどよろしくお祈りを申し上げます。

それでは、ただ今から平成23年第1回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今のところ、出席委員は16名中14名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

なお、2番、藤井委員から遅刻する旨届出がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。4番、中村委員、6番、根本委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名をいたします。本日の会議の書記として岡田副主査を任命いたします。

次に本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。吉田次長。

吉田次長 お手元に配布させていただきました議案書の会議目次を御覧いただきたいと存じます。

本日、御審議いただく案件といたしましては、議案第1号の「農業委員会事務局職員の任免について」から、議案第6号の「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の送付について」までの6議案について、御審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第1号の「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」から、報告第3号の「専決処理の報告について」までの3項目について御報告させていただきたいと存じます。

以上でございます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。

高市議長 これより議事に入ります。

それでは、議案第1号「農業委員会事務局職員の任免について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の1ページ御覧いただきたいと思います。

議案第1号

農業委員会事務局職員の任免について

農業委員会等に関する法律第20条第3項の規定により、農業委員会事務局の職員を次のとおり任免するものとする。

平成23年1月24日提出

流山市農業委員会

本案につきましては、平成23年1月1日付けの人事異動によりまして、農業委員会事務局職員の異動があったことから承認を求めるものでございます。

初めに、転入した者ですが、農業委員会事務局長に岡田一美、旧所属は、産業振興部次長（兼）商工課長でございます。

次に、転出した者ですが、農業委員会事務局の事務局長でございました池田孝でございます。新所属は選挙管理委員会事務局長でございます。

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案については、去る1月1日付けの人事異動に伴うものでございます。

本案について、原案のとおり任免することに御異議ございませんか。

（なしの声あり）

高市議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり任免することに決定いたしました。

それでは、このたび農業委員会事務局長に就任された岡田局長から御挨拶をいただきたいと思います。

岡田局長 始めまして、私、本年1月1日現在をもちまして辞令をいただきました岡田一美でございます。農業委員会事務局長ということでございまして池田前局長の足元には及びませんが、農業委員会の所掌事務また使命としておりますところの生産農地の保全とまた有効活用、これらを目標に適正な事務の執行に努めてまいります。どうかよろしくお願い申し上げます。

高市議長 岡田局長には、今後の御活躍を御期待申し上げます。

次に、池田前局長から御挨拶をいただきたいと思います。

暫時休憩いたします。（3時6分）

（池田前局長入室）

（3時6分 藤井委員出席）

高市議長 再開いたします。(3時7分)

それでは、池田前局長から御挨拶をいただきます。

池田前局長 この度の人事異動で農業委員会から選挙管理委員会へ異動になりました。初めての農地行政でございまして、僅かではございますが、農地行政の奥深さを知ることができまして大変勉強になりました。これもひとえに皆様方の御指導のお陰とそのように思っております。今年は農業委員の改選期に当たりまして、7月には選挙が予定されておりますので、その節にはまた皆様とお会いすることができるかもしれません。在任中は大変お世話になりました。本当にありがとうございました。

高市議長 池田局長には、2年9か月にわたりまして農業委員会業務に御尽力いただき、ありがとうございました。

新たな勤務先におかれましても、御活躍されますよう御期待申し上げます。暫時休憩いたします。(3時8分)

(池田前局長退室)

高市議長 再開いたします。(3時8分)

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について(市許可)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の2ページでございます。

議案第2号

農地法第3条の規定による許可申請について(市許可)

農地法第3条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成23年1月24日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月の申請は1件でございます。

初めに申請者でございますが、申請者は権利者、義務者ともに市内にある土地改良区でございます。

次に、申請のあった土地でございますが、申請地は流山市加5丁目と加6丁目、並びに三輪野山1丁目と下花輪にある畑でございまして、この合計面積といたしましては、畑、21筆で2,491.91㎡でございます。

次に、申請事由でございますが、今回、申請者である土地改良区の統廃合が行われることになったことに伴いまして、現在、義務者が所有している財産、土地の権利移転が必要となったものでございます。

このため、ここで土地の権利移転の許可手続きを行い、農用地の保全及び土地改良区として必要な用地の継承をするものでございます。

議案案内図は1ページから4ページでございます。

以上でございます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は市許可の1件であります。

本案につきましては、現地調査と関係者からのヒアリングを行い審議いたしました。

申請地は今上落川の下花輪から加5丁目の間に位置している畑でございます。

申請理由でございますが、今上落土地改良区については、昭和40年に今上落川が一級河川の指定を受け、千葉県が管理することとなり、土地改良区の機能が不要となったことから、農林水産省や千葉県などから再三にわたり、統廃合の指導が求められてきたということでございます。

そこで、当該土地改良区の今後について、関係機関と調整が図られてきたところでございますが、この度、当該土地改良区を解散することで、認可権者であります千葉県から方向性が示されたということでございます。

このことから、解散手続きの一環として、現在、今上落土地改良区が所有している財産の移管が必要となったものでございまして、土地の帰属先についても、当該土地の所在を区域とする流山市土地改良区とすることで、流山市土地改良区の機関決定も得られたということでございます。

このため、今回、長年の懸案事項となっていた土地改良区の統廃合に向け、農地法第3条許可申請があったものでございます。

なお、今後については、千葉県に帰属することも1案ではあるということですが、そのためには区域決定など多額の費用がかかるため、当分そのまま推移するのではないかとということでございました。

以上のことを基に審議しましたところ、本来であれば、農業生産法人以外の法人が所有権を取得しようとする場合は農地法第3条の許可をすることができませんが、農地法第3条第2項の不許可の例外規定である農地法施行令第6条第2項第5号の規定により、申請地が土地改良区の業務運営に欠くことができない用地として必要であることが認められ、また、所有権の移転後すべての農地が当該土地改良区の業務運営に欠くことができない用地として使用される場合は、許可することが認められております。

このため、本案につきましては、この規定により全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

なお、本案については、吉田委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、吉田委員に退席を願い、審議いたします。

吉田委員の退席を求めます。

(吉田委員退席)

高市議長 これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

11番(戸部委員)昭和40年に今上落川が一級河川になって千葉県に移管されたわけですね。そこで今上落土地改良区の当初の目的と今果たしている役割についてお尋ねいたします。

吉田次長 1点目の今上落土地改良区の当初の目的ということでございますが、当初の出発は旧水利組合法ということで戦前のお話になるようでございます。当初の目的としましては、水利灌漑事業としてですね水利組合ができて、そこで河川の管理をしていたということでございます。その後、先ほどの御質問にもありましたけれども、昭和40年に一級河川として県が管理することになりました。それに伴いまして、現在今上落川について今上落土地改良区としての管理は不要となっているということでございます。

11番(戸部委員)そうしますと当初の目的が失われたためにですね、土地改良区としての役割は成してないということですね。

それからもう一つ、土地改良区にはそれなりの財産があるはずと思うんですが、現金や土地もあろうかと思いますが、その点はどうなるのでしょうか。

それから、土地改良区に所属する人ですね、その人たちは財産を放棄して解散するということですね、財産を移管するということですから。その辺の承諾状況についてはどうなっていますか。

吉田次長 まず1点目の財産の処分についてでございますが、一つには不動産、土地がございます。これは今回申請が出ております農地、それから農地以外の堤などの地目の土地も土地改良区にはあるということでございます。全部で農地、堤等を合わせまして150筆で、約15,000㎡弱の財産があるということを聞いております。これらの土地につきましては、今回今上落土地改良区が解散になりますので、その土地の所在を区域とする流山市土地改良区に贈与をして所有権を移転するということを聞いております。

また、現金類につきましては、今回の事務手続き等で多額の事務費が掛かるということでございます。こちらについては事務局がございまして新川土地改良区の方に移管をいたしまして、そちらで今回の申請手続き費用に充当を

するということでございます。

11番(戸部委員)土地改良区には、1反当たり幾らという賦課金がありますよね。その点については、今上落土地改良区のときはではどうであったのか。今後は流山市土地改良区に移管されるわけですよね。そうした場合はどうなるのですか。

吉田次長 現在の今上落土地改良区の賦課金といたしましては、市内の方が200円それから市外の方が300円頂戴しているということでございます。これからは今上落土地改良区がなくなるわけでございますので、今後は流山市土地改良区の賦課金に今までの200円、300円を加算いたしまして、現在流山市土地改良区の賦課金が7,200円と聞いておりますが、7,400円から7,500円を徴収して行くということのようでございます。

11番(戸部委員)その点については、今上落土地改良区の方でも承諾したということですか。

吉田次長 役員会が既に開かれておりまして、こちらの方で承認されているということでございます。

11番(戸部委員)分かりました。最後になります。土地改良区については将来的には一本化しようということですよ。沿線開発などで農地が段々減ってきているしね。事務をいくつに分けててもしょうがないということですね。その辺の見通しについてはどうなんでしょうか。

岡田局長 時代の流れが整理統廃合という流れでございます。当然事務の効率化を図る上でも望ましいということで、まして、県も役目を成していないところについて、特にこのような事態が遅かったのではないかとということが、事務局としての考えでございます。したがって、今後そのように機能しておらないところについてはですね、統合なりしていく形を取っていく事が適正かなと認識しております。これは相手のあることでございますので、色々と時間はかかるかと思いますが、着実に行っていきたいと思っております。

11番(戸部委員)分かりました

13番(石井委員)私も新川土地改良区の一役員をしております。今上落川については今必要のない河川だといわれましたが、あの川は大いに必要がある川でございます。ただ、市と県と国が管理を怠っていて、浚渫はしない草刈りはしないで荒れ放題の状態です。これではいけません。今上落川は新川土地改良区とも関連しておりまして、名前のとおり、そこへ田の水を落とすわけですね。県が管理をしていないのがいけないんです。今度流山市土地改良区へ移管されることによって、より良い管理が行われることを期待いたします。

3番(坂巻委員)今回150筆、15,000㎡の今上落土地改良区の財産

があるということですが、農地だったり堤だったり、虫食いの状態であるということはどういうことなのですか。これはどういう経緯でそうなったのでしょうか。

小林委員長 これは昔、江戸川の改修に伴い、今上落川の位置を移動した際に農地の中に川を掘削し、敷設替えしたことが原因でございます。

高市議長 ほかに質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第2号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

吉田委員の除斥を解きます。

(吉田委員入室)

高市議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」(恒久転用)を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の4ページでございます。

議案第3号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成23年1月24日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月の5条許可申請は、3件でございます。

初めに1番でございますが、1番の権利者は柏市に在住されている方ございまして、義務者との関係は親子でございます。

次に、申請のありました土地でございますが、申請地は流山市名都借の畑、1筆で申請面積は324㎡でございます。

転用目的につきましては、分家住宅用地とするものでございます。

議案案内図につきましては5ページと6ページでございます。

次に2番でございますが、権利者は流山市深井新田に在住されている方でございます。

次に、申請のありました土地でございますが、申請地は流山市西深井の畑、

1筆で申請面積は416㎡でございます。

転用目的につきましては、公共事業用地として現在の住居が収用されることになったため、その代替地として取得し、専用住宅を建築したいというものでございます。

議案案内図につきましては7ページと8ページでございます。

次に3番でございますが、権利者は流山市中野久木において診療所を開設している方ございまして、職業は医師でございます。

次に、申請のありました土地でございますが、申請地は流山市中野久木の畑、2筆で、合計申請面積は173㎡でございます。

転用目的につきましては、診療所に隣接している来院者用の駐車場用地を拡張したいというものでございます。

議案案内図につきましては9ページと10ページでございます。

以上でございます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが3件であります。

本案については、それぞれ現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

最初に、1番であります。転用目的につきましては、分家住宅を建築しようとするものであります。権利者は、義務者の長男で、現在は、柏市で御夫婦と2歳の子供の3人家族で、アパートを借り、生活をしていますが、子供の成長に伴い現在の住居では手狭となったことから申請に至ったものであります。

なお、権利者には姉がおりますので、実家はその方が家を継いでいくとのことでありました。

次に、周辺農地への被害防除対策についてでございますが、汚水・雑排水については、合併浄化槽を設置し、申請地南側のU字溝へ放流する計画であります。また、雨水は、敷地内に浸透枡を4か所設置し、敷地内で処理しますが、オーバーフロー分については、U字溝へ放流する計画でございます。

また、隣接する農地所有者への事業説明も行っており、特に意見などはなかったとのことございました。

次に、申請地の農地区分についてでございますが、申請地は、流山市立東部中学校の北側に位置し、周囲は、農地、宅地となっており、住宅等が連たんしている区域に隣接する農地であることから、第2種農地と判断いたしま

した。

次に、資金計画につきましては、建設費及び整地費が約2,400万円で、全額借入金で賄うとのことでございます。

借入れについては、金融機関からの融資審査結果承認書が添付されておりました。

最後に、他法令につきましては、都市計画法が該当し、現在申請中とのことでありました。

次に2番であります。転用目的につきましては、専用住宅を建築しようとするものであります。権利者の自宅及び農地が、国土交通省が施行する、江戸川堤防強化対策事業の深井新田地区の事業区域内に所在することから、土地収用法の対象となり、移転代替地が選定されたことから申請に至ったものであります。

次に、周辺農地への被害防除対策についてでございますが、汚水・雑排水については、合併浄化槽を設置し、申請地南側のU字溝へ放流する計画であります。また、雨水は、敷地内に浸透枡を3か所設置し、敷地内で処理しますが、オーバーフロー分については、U字溝へ放流する計画でございます。

また、隣接する農地所有者への事業説明も行っており、特に意見などはなかったとのことございました。

次に、申請地の農地区分についてでございますが、申請地は、流山市西深井福祉会館の北側道路に隣接する農地で、周囲は、農地と宅地が混在している区域内にあり、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、資金計画につきましては、土地代金が2,013万4千円、建設費が2,906万1千円で、土地代金については、移転補償金で賄い、建設費については、移転補償金の残額及び妻が受ける移転補償金の一部を使用するとのことでございます。

妻が受ける移転補償金を利用するにあたり、本人が承諾した融資証明書が添付されております。

最後に、他法令につきましては、都市計画法が該当し、現在申請中とのことでありました。

次に3番でございますが、転用目的につきましては、駐車場の増設でございます。

権利者は平成15年に現地に診療所を開業し、平成19年には20台分の駐車場を設置しましたが、当初は1日35人程度の来院者数でありましたが、昨年は新型インフルエンザの影響もあり、1日当たり100人を超える来院者がいたということございました。

このため、多客時には隣接する薬局や地主の通路にも駐車しているような状況であり、苦情があるということでございました。

このため、今回7台分の駐車場を増設しようとするものでございます。

次に、周辺農地への被害防除対策についてでございますが、外周はブロック3段積みとし、隣接農地に砕石等が飛散しない計画であります。雨水は敷地内で処理する計画でございます。

また、隣接する農地所有者への事業説明も行っており、特に意見などはなかったとのことでございました。

次に、申請地の農地区分についてでございますが、申請地は、新川小学校の北東約100メートルに位置する農地で、周囲は農地と宅地が混在している区域内にあり、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、資金計画につきましては、建設費が210万円で、全額自己資金で賄う計画でございます。

以上、関係者からのヒアリングや現地調査、また、これらのことをもとに、農地法第5条の許可基準となっている、農地区分は第何種農地であるかの「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどについて審査する「一般基準」、また、申請面積は妥当かなどの「転用目的別の基準」などから審査を行ったところ、本案につきましては、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は挙手をお願いいたします。

11番（戸部委員）1番についてなんですが、お姉さんから土地を借りて家を建てるということでよろしいですか。

小林委員長 親の土地を借りて家を建てるということで、本家はお姉さんが後を継ぐということでございます。

11番（戸部委員）親から借りるということですね。それから本家の脇の使えない土地まで申請されていますね。その理由は何か分かりますか。

小林委員長 反対側にある道路は実は市道ではなく、水路だということでございます。建築基準法の道路としては使えないということ、東部中学校側から敷地延長をしないと許可にならないということでございます。

3番（坂巻委員）西側にあるのは道路なんですか。

小林委員長 水路でございます。昔はその辺りは田圃で水路用地であったようで、そこを埋め立てたもので、人は通れるようですが車は通れないようでございます。

高市議長 ほかに質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第3号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の6ページでございます。

議案第4号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が次のとおりあったので、意見を求める。

平成23年1月24日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

今月は、6件の諮問がございました。

初めに1番でございますが、これは新規によるものでございます。

利用権を設定する土地につきましては、流山市平方にございます農地で、畑、1筆、856㎡でございます。

議案案内図につきましては、11ページでございます。

続きまして、7ページを御覧いただきたいと思えます。

2番から6番につきましては、更新によるものでございます。

まず、2番でございますが、利用権を設定しようとする土地は、流山市南の畑、3筆、921㎡でございます。

議案案内図につきましては、12ページでございます。

次に、3番でございますが、利用権を設定しようとする土地は、流山市小屋の田、1筆で1,031㎡でございます。

議案案内図につきましては、13ページでございます。

次に、4番でございますが、利用権を設定しようとする土地は、流山市野々下2丁目の田、2筆で2,652㎡でございます。

議案案内図につきましては、14ページでございます。

次に、5番でございますが、利用権を設定しようとする土地は、流山市西深井の畑、2筆で1,242㎡でございます。

議案案内図につきましては、15ページでございます。

次に、議案書の8ページをお開きいただきたいと思えます。

6番でございますが、利用権を設定しようとする土地は、流山市西深井の畑、4筆で2,401㎡でございます。

議案案内図につきましては、15ページでございます。

以上、新規と更新の合計といたしましては、6件、13筆、9,103㎡でございます。

引き続き、利用集積事業の推進に御尽力をいただけますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。
小林委員長。

小林委員長 議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規によるものが1件、更新によるものが5件であります。

最初に新規の1番でございますが、権利者の職業は農業で、年齢は52歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約2.6ヘクタールで、農業従事者は1名及びスタッフ1名、計2名であります。

次に現地の状況ですが、対象農地の畑では、さつまいも、落花生の収穫後でございます。

本件については、3年間の利用権を新たに設定しようとするものであります。

次に、更新の2番でございますが、権利者は1番と同じ方でございます。

現地の状況ですが、対象農地の畑では、絹サヤ、アスパラ、セロリなどが作付けされておりました。

本件については、今年で貸借期間が満了となるため、引続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、3番でございますが、権利者は、1番と同じでございます。

現地の状況ですが、対象農地は田のため稲刈り後の状況でありました。

本件については、今年で賃借期間が満了となるため、引続き6年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、4番でございますが、権利者の職業は農業で、年齢は55歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約1.5ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め3名であります。

現地の状況ですが、対象農地は田のため稲刈り後の状況でありました。

本件については、今年で賃借期間が満了となるため、引続き10年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、5番でございますが、権利者の職業は農業で、年齢は83歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約0.6ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め3名であります。

現地の状況ですが、対象農地の畑では、ホウレンソウ、ネギが作付けされており、適正な管理が行われておりました。

本件については、今年で賃借期間が満了となるため、引続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、6番でございますが、権利者の職業は農業で、年齢は68歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約3.9ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め3名であります。

現地の状況ですが、対象農地の畑では、ホウレンソウ、ねぎが作付けされており、適正な管理が行われておりました。

本件については、今年で賃借期間が満了となるため、引続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は挙手をお願いいたします。

(なしの声あり。)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第5号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状

況の確認について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の10ページでございます。

議案第5号

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認を次のとおりとする。

平成23年1月24日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月は、2件でございます。

初めに1番でございますが、特例を受けている農地につきましては、流山市下花輪にございます田、5筆、5,155㎡と、畑、3筆、1,639㎡でございます。合計では、8筆で6,794㎡でございます。

議案案内図につきましては、16ページから17ページでございます。

次に、2番でございますが、特例を受けている農地につきましては、流山市下花輪にございます田、2筆、1,780㎡と、畑1筆、900.83㎡でございます。合計では、3筆で2,680.83㎡でございます。

議案案内図につきましては、18ページから19ページでございます。

以上でございます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第5号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」御報告いたします。

本案につきましては、相続税の納税猶予の適用を受けてから20年を迎えることから、この適用農地の利用状況の確認について松戸税務署から依頼があったものでありまして、今回は2件の現地調査を実施し、審議を行いました。

現地の状況であります。1番の対象農地のうち、畑については、ネギ、ハウレンソウ等が作付けされておりました。田につきましては耕起済みの状況でございました。

次に、2番の対象農地につきましては、耕起が行われておりました。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案については、自ら所有し、自ら農地として使用していることから、全会一致をもって、現況地目どおりとして回答するという結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は挙手を願い

ます。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号について、原案のとおり回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第5号については、原案のとおり回答することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第6号「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の送付について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の12ページでございます。

議案第6号

農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の送付について

農業委員会等に関する法律施行令第3条第2項の規定により、流山市選挙管理委員会へ次のとおり送付する。

平成23年1月24日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今年の農業委員会委員選挙人名簿登載者として送付いたします人数は、男性が946名、女性が953名、合計で1,899名でございます。

対前年比、昨年との比較では、17名の増でございました。

次の13ページには、各農家組合別の内訳の記載がございますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます

高市議長 本案については、農業委員会等に関する法律施行令第3条第2項の規定により、1月31日までに、意見を附して選挙管理委員会に送付しなければならない、とされているところでございますが、これより本案に対する質疑に入ります。

11番(戸部委員)増減数で新川地区が28名の増となっておりますが、これの主な地区とその理由について説明をお願いします。

吉田次長 13ページに登載申請者数が記載されておりますが、その中でただ今戸部委員から御質問があったように新川地区で増となっております。その中で増となっている組合については、北小屋、中野久木、三郷、下花輪等が増となっております。そのトータルが新川地区で28名の増となっております。

ます。その主な要因として考えられますのは、ここ数年団塊の世代といわれる方々の定年退職が増え、家業の農業に従事された方もいるように聞いております。その辺が増の一つの要因になっているのではないかと考えております。

11番(戸部委員) そうすると、定年退職者というのは北小屋、中野久木辺りだけとは限らないわけですね。今後はどうですか。全体的に。

吉田次長 今年の集計につきましては、そういうことですが、この傾向はこれからも続いていくのではないかと考えております。地域についても今回はこういう形で出ましたけれども、ほかの地域でもこういう傾向が出てくるのではないかと考えております。

11番(戸部委員) 分かりました。

高市議長 余計なことかもしれませんが、選挙の年になりますと増加するのが今までの通例のようですね。

13番(石井委員) 調整区域で農地があるからこういう形になるんです。市街化区域だったら農業やりたくても農地がないんだからできないんです。

高市議長 ほかに質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号について、原案のとおり送付することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第6号については、原案のとおり送付することに決定いたしました。

高市議長 次に、報告第1号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。吉田次長

吉田次長 議案書の14ページでございます。

報告第1号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について

生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので報告する。

平成23年1月24日報告

流山市農業委員会長 高市 正義

斡旋依頼がありました土地は、流山市三輪野山四丁目の畑、1筆、595㎡でございます。

なお、この土地につきましては、昨年の10月25日に開催いたしました農業委員会総会の議案第46号の案件として、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明で御承認いただきました方の農地でございます。

今後、平成23年3月9日までに買取りの申し出が無かった場合には、生産緑地の行為の制限が解除されることになるものでございます。

議案案内図は20ページでございます。

以上でございます。

高市議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第2号「平成22年度流山市利用状況調査結果について」報告を求めます。吉田次長

吉田次長 議案書の15ページでございます。

報告第2号

平成22年度流山市利用状況調査結果について

農地法第30条第1項の規定により実施した、平成22年度流山市利用状況調査の結果について次のとおり報告する。

平成23年1月24日報告

流山市農業委員長 高市 正義

この利用状況調査につきましては、改正農地法の施行に伴いまして、毎年1回、市内の農地について現地調査を行うことが義務付けられたところでございます。

本市におきましても今年度は、平成20年度に実施した遊休農地調査で不耕作地として確認された新川地区の水田、98筆、67,131㎡を調査対象農地といたしまして、昨年の11月から各委員の皆様により現地調査をしていただいたところでございます。

その結果、調査対象農地、98筆の内、4筆、3,691㎡につきましては、作付けの再開が確認されましたが、残りの94筆、63,440㎡につきましては、依然として耕作が行われていない遊休農地状態であることが確認されたところでございます。

このため、引き続き遊休農地となっている94筆の遊休農地につきましては、調査の事後指導といたしまして、草刈りなどの保全管理や耕作の再開について各農地の所有者の方をお願いをしまいたいと考えております。

なお、遊休農地となっている要因につきましては、主に農業従事者の高齢

化や後継者不足が考えられますが、その他の要因としては、地盤が軟弱で農機具を使用することができない、水はけが悪い・水利の調整ができないなど、基盤整備をしなければ耕作を再開することが非常に困難な農地も多数ございました。

このため、所有者の方への指導にあたりましては、農業委員さんからいただきました御意見等を踏まえながら、農地基盤の状況に応じて行っていききたいと考えております。

これによりまして、今後の指導内容につきましては、次の3通りに分けて行っていききたいと思っております。

一つ目といたしまして、「地盤が悪いことなどから、耕作をすることが困難な農地であるため、作付けまでの指導は難しい農地。ただし、雑草が繁茂しているため、周囲の農地に被害が及ばないように草刈りをお願いする農地」、これにつきましては、草刈りの指導を、30筆、17,877㎡を対象として行いたいと考えております。

二つ目といたしまして、「現在、草刈りなどの保全管理は行われているが、作付けまでは行われていない農地。なお、作付けを再開することは現状においても十分できる農地」、これにつきましては、耕作の再開のお願いと、これに合わせて、所有者自身が耕作できない場合には、耕作を希望する方への貸付けをする意向があるかどうかについての指導及び意向調査を、28筆、18,354㎡を対象として行いたいと考えております。

次に、三つ目といたしまして、「雑草が繁茂しているため、周囲の農地に被害が及ばないように草刈りをお願いする農地。また、合わせて、作付けを再開することは現状においても十分できる農地」、これにつきましては、草刈りの指導と耕作の再開のお願い。また、所有者自身が耕作できない場合には、耕作を希望する方への貸付けをする意向があるかどうかについての指導及び意向調査を、23筆、16,491㎡を対象として行いたいと考えております。

なお、遊休農地94筆から事後指導を行う農地81筆を引いた残りの13筆の農地、面積では10,718㎡になりますが、こちらにつきましては、農地の地盤が悪く、耕作をすることが困難な農地のため、作付けまでの指導は難しい農地でございました。

しかしながら、これらの農地は、草刈りが行われ、農地として適正な保全管理が行われている農地でございました。

このため、これらの農地につきましては、今後も引き続き適正な管理が行われるものと考えますので、今回の指導からは除外していききたいと思っております。

以上でございます。

高市議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

11番(戸部委員) 今回農地法の改正によって、このように遊休農地を減らすということで調査を行ったわけですね。それで三つの指導をしている訳なんだけれども、これで本当に遊休農地が解消するのかわかるかな。今の現状の耕作指導とか希望を募って斡旋するとかそういう形で大丈夫なのかということですね。将来的にはそういうことを踏まえてですね、ある都市では認定農業者と農業委員会が、遊休農地、耕作放棄地の有効活用を図るための協議会を作って、積極的に活動を行っているところもありますけれども、そういうことを考えているのかわかるかな、その点について岡田局長、どうお考えですか。

岡田局長 戸部委員の御指摘、正しくそのとおりでございます。これで遊休農地が解消するかと考えますと、一過性で終わってしまってはならない、これは継続していかねばならないことでありまして、後継者不足は何よりも根本原因であると考えております。

新たに定年退職等に伴いまして新たな人材が登用されたといいたしましても、それはやがて息絶えてしまうのではないかと、農業について魅力的な部分を創造していくということについては、何らかの形で市の農業行政を強調した形で保全を図っていく、こういう方向性を確立いたしまして、確固たる方針を示さなければならぬと考えております。

私としましては、農地の有効利用は農地の持つ色々な多機能面とか有効性がありますので、なんとしても保全し並びに活用という方向にもっていきたいと、具体的なことは申し上げられませんが、そういう信念をもって対処していきたいと思っております。また、計画の中に位置づけていく、これも一つの方向だと思います。私としてはそういう方向で臨んでいきたいと思っております。

11番(戸部委員) 確固たる信念と共にその実行を伴うプランをきっちりと立てなければだめなんです。有言実行なんて言ったら何にもやらない色んな人がいっぱいいるけれども、そんなようではだめですから。その点一つよろしく願います。

岡田局長 はい。

高市議長 ほかにございますか。

13番(石井委員) 今回調査に当たり、新川耕地を見て回ったんですが、私役員やっついながら申し訳ないんですが、水と土と緑を守っているだけでは農家は成り立ちません。特に稲作については。そこで農業として、営農地として成り立つような耕作ができるような環境整備をしていただきたいと思

ます。

まず、第一に新川承水路からの、早く言えば下水流入、あれを考えていただきたいと思います。あのゲリラ豪雨みたいな雨で、降る度にオーバーフローする、それがみんな新川耕地に流れ込むわけで、排水といえ田の少しの水を排水するだけの施設しかないわけです。先ほど言った今上落しは逆流し、逆に川から田に水が入って来るような状況で、今ある幹川を柵渠して、浚渫をして低くしてもらえれば、ある程度は落水をするわけです。作りやすい環境をもう少し考えていただければ若干でも荒廃地は少なくなるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

岡田局長 確かに御指摘のとおりでございます。ゲリラ豪雨、去年は頻繁に起こりました。地域的に承水路を溢水して農地へ流れ込む、当然上流部からの水ということになります。その解決策ということでございますが、平成22年度予算で、河川課の方で部分的に、抜本的な解決策にはならないと思いますが、暗渠、柵渠いずれの手法をも用いましてバイパスを造ろうではなからうかというようなことで、他の農地への雨水の流入ですか、そういったものをなんとか解決できるように今年度末に一部、また23年度に一応工事を完了させていきたい、渇水期という時期に工事を集中させることになるかと思えます。これが抜本的になるかは考えられませんが、まだまだ根っこが深いということがございまして、対症療法的にはその都度行っていくほかないのかなと思っております。

高市議長 石井委員、そういうことでございます。

13番(石井委員)段階的に行われるということのようで、よろしく願います。

高市議長 ほかにございますか。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第3号「専決処理の報告について」報告を求めます。

吉田次長

吉田次長 議案書の16ページでございます。

報告第3号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規定第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成23年1月24日報告

流山市農業委員長 高市 正義

最初に、1番、農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。

これは先月の12月分でございます、7件の届出がございました。

いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含めまして完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、転用目的別の内訳といたしましては、住宅用地が6件、駐車場用地が1件でございます。

以上、7件、9筆、1,888㎡、地目別の内訳といたしましては、田、2筆、272㎡、畑、7筆、1,616㎡でございます。

次に議案書の17ページを御覧いただきたいと思えます。

2番、農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございますが、こちら先月の12月分でございます、全部で23件の届出がございました。

内容につきましてはいずれも記載のとおりでございます。添付書類も含めまして完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別の内訳といたしましては、売買が17件、共有物の分割が5件、使用貸借が1件でございます。

また、転用目的別といたしましては、住宅用地が22件、宅地拡張が1件、資材置場が1件でございます。

以上、23件、27筆、5,927.29㎡、内訳は田が11筆2,773㎡、畑が16筆、3,154.29㎡でございます。

以上でございます。

高市議長 ただいま報告がありました、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成23年第1回流山市農業委員会総会を終了いたします。

長時間の慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後4時17分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成23年1月24日

流山市農業委員会会長 高市 正義

流山市農業委員会委員 中村 敏則

流山市農業委員会委員 根本 隆